

手話やさまざまなコミュニケーションでつながる、心を通わせるまちへ

◆福祉課障がい福祉係(☎27-1850)

障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく暮らせる地域社会を目指して「南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」が施行されました(令和8年6月19日スタート)。

なぜ条例が必要？

- ▷「手話は言語」という共通認識へ
聴覚障害があり、手話を使って生活している人を「ろう者」と言います。ろう者にとって「手話」は大切な言語です。
- ▷多様な伝え方を知る
手話だけでなく、障がいの特性によって異なる様々なコミュニケーションの取り方があることを広く知ってもらうために制定されました。
- ▷情報とサービスの平等を
すべての市民が等しく情報やサービスを利用できる環境を目指しています。

日常生活に潜む「コミュニケーションの壁」

私たちが何気なく過ごす日常には、次のような「見えない壁」が存在しています。

- ▷外見からは耳の不自由さが分かりにくく、後ろからの呼びかけに気づけない。
- ▷マスク着用により、口元が見えず言葉の聞き取りやニュアンスの把握が難しい。
- ▷早口で話されると、内容を聞き取るのが困難になる。
- ▷書類などに記載されている文字の理解に時間がかかる。
- ▷災害時などに、必要な情報をタイムリーに得ることが難しい。

私たちにできること・心がけたいポイント

あたたかなコミュニケーションのために、今日からできるアクションを始めましょう。

- ▷学びと配慮を深める
 - ・市民向けの手話講座や、障がいの特性を学ぶ機会に参加・関心を持ちましょう。
 - ・窓口手続きや災害時など、一人ひとりの意思疎通の手段に配慮します。
- ▷日々の声かけ・接客の工夫
 - ・気づきへの配慮：話しかけるときは、まず肩を軽く叩くなどして視界に入り、筆談(スマホやメモ)をあたたかく活用しましょう。
 - ・話し方の工夫：ゆっくり、わかりやすい言葉で話します。
 - ・視覚的な工夫：色覚サポートのため、色だけに頼らず形や文字でも意味を伝えましょう。

手話にチャレンジ！

こんにちは



ありがとう



9月23日は「手話言語の国際デー」「手話の日」

毎年9月23日は、国連が定めた「手話言語の国際デー」および国内法で制定された「手話の日」です。手話が音声言語と対等な言語であるという理解を深める日とされています。

南陽市では、手話に限らず障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に理解を深め、共生社会について考えてまいります。